

緊急課題解決 10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

(主担当部局：環境生活部)

プロジェクトの目標

恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手するとともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。

また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
不適正処理事案における支障除去の着手件数(累計)	/	3件	4件		4件	4件
	1件	2件			/	/
目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去の不適正処理4事案(桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山)について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数					
26年度目標値の考え方	平成24年度までに2件着手しており、平成25年度には残り2件について着手する予定です。着手後も着実な事業の進捗をはかります。					

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「不適正処理事案」を早期に解決するために	不適正処理事案における支障除去の着手件数(累計)	/	3件	4件		4件	4件
		1件	2件			/	/
2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために	処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合	/	3% (23年度)	10% (24年度)		20% (25年度)	33% (26年度)
		0% (22年度)	9% (23年度)			/	/

【実践取組 1 「不適正処理事案」を早期に解決するために】

- ・ 4つの産業廃棄物の不適正処理事案については、恒久対策にかかる実施計画に対し、平成 25 年 4 月 9 日までに環境大臣同意が得られており、平成 34 年度末までに対策を完了するよう、着実に工事を実施していく必要があります。
 - ① 四日市市大矢知・平津事案については、覆土等の本体工事にかかる詳細設計、地質調査及び用地測量を実施しています。また、対策後の跡地利用の調査業務に着手しています。今後、施工にかかる土地について、必要に応じて用地買収等を行っていく必要があります。
 - ② 桑名市源十郎新田事案については、平成 25 年 4 月 26 日に行政代執行に着手し、集油管等による廃油回収を実施しています。また、囲い込み工及び一部掘削を伴う廃油の回収・処理の本体工事にかかる詳細設計を実施しています。なお、当該事案は河川区域内であり、原則的に施工は渇水期に限定されるため、適切な工事進捗を図っていく必要があります。
 - ③ 桑名市五反田事案については、廃棄物等の掘削・除去の本体工事にかかる詳細設計が完了し、選別・ストックヤード進入用の仮橋設置工事に着手しました。なお、民家が隣接するため、施工時には周辺環境対策に留意していく必要があります。
 - ④ 四日市市内山事案については、霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入設備工事が平成 25 年 6 月末に完成し、注入を開始しています。また、整形覆土工等の本体工事にかかる詳細設計を実施しています。今後、霧状酸化剤の注入対策から整形覆土工へ移行する時期を適切に判断する必要があります。
- ・ 行政代執行費用について粘り強く原因者からの徴収を図るとともに、排出事業者等への責任追及に取り組んでいく必要があります。
- ・ 継続的なモニタリングが必要な事案について、水質などの分析を実施しました。

【実践取組 2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために】

- ・ 環境技術指導員がマニフェスト発行件数の多い事業者等を優先的に訪問した結果、平成 25 年 4 月から 10 月末の期間に、電子マニフェストと優良認定処理業者を利活用している多量排出事業者等が 36 事業者増加しました。さらに事業者の理解を広げるため、説明の機会や方法を工夫していく必要があります。
- ・ 排出事業者団体の三重県産業廃棄物対策推進協議会の総会で電子マニフェスト等の利活用について働きかけを行うとともに、操作体験研修会、運用相談会や加入料助成を実施することにより、電子マニフェストの普及促進に繋がってきています。
- ・ 三重県産業廃棄物協会に設置された優良事業者評価推進専門部会と、優良認定の取得促進に向けた今後の取組方向や課題について協議を行いました。また、国に対して優良産廃処理業者認定制度の申請が随時可能となるよう要望してきたところ、8 月末に、許可更新を待たずに申請が可能となる制度に改善されました。
- ・ 県自らが優良認定処理業者を活用する仕組みづくりについては、今後の関係部局との検討に向けて県発注の産廃処理委託契約の実態調査を実施しました。現状、優良認定処理業者数が少ない状況にあり、今後、優良認定処理業者数の増加状況を見据えつつ、活用の検討を進める必要があります。

【実践取組 1 「不適正処理事案」を早期に解決するために】

- ・ 4つの産業廃棄物の不適正処理事案については、着実に工事を実施していきます。なお、工事の実施にあたっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有します。
 - ① 四日市市大矢知・平津事案については、処分場入口側の調整池及び処分場天端部への進入路に続き、中溜池側の調整池及び管理用道路の設置工事に着手します。また、用地の確保について引き続き適切に実施するとともに、対策後の跡地利用について調査結果を基に地元との協議等を進めていきます。
 - ② 桑名市源十郎新田事案については、鋼矢板による囲い込み工を実施するとともに、掘削を伴う廃油の回収・処理及び汚染土壌の運搬・処分に着手します。限られた施工期間に対応できるよう、適切な進捗管理に努めます
 - ③ 桑名市五反田事案については、周辺環境対策に十分留意して廃棄物等の掘削・除去の本体工事を実施していきます。
 - ④ 四日市市内山事案については、霧状酸化剤の注入による硫化水素発生抑制対策の効果を十分考慮して、対策の第二段階である整形覆土工を実施していきます。
- ・ 代執行費用の徴収について、引き続き原因者の換価可能財産の把握に努めるとともに、排出事業者等への責任追及に向けて取り組んでいきます。
- ・ 継続的なモニタリングが必要な事案については、分析を継続実施します。

【実践取組 2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために】

- ・ 引き続き環境技術指導員が個別訪問し、マニフェスト発行件数の多い事業者等を中心に、電子マニフェストの利用事例集を作成するなど、理解を得やすい方法による説明を行うとともに、業界団体にも働きかけながら、電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用を強力的に促進します。
- ・ 電子マニフェスト利用の操作体験を実施するなど、事業者の電子マニフェスト制度の導入を促進します。
- ・ 業界団体と優良認定の取得促進に向けた協議を行い、産廃処理業者を対象として優良認定の取得について働きかけを行います。
- ・ 県自らが優良認定処理業者を活用する仕組みづくりについて、優良認定処理業者数を踏まえながら関係部局と引き続き検討を進めます。

【実践取組1「不適正処理事案」を早期に解決するために】

環境生活部

●環境修復事業

予算額：(25) 1,579,064千円 → (26) 3,418,730千円

事業概要：生活環境保全上の支障等のある4つの産業廃棄物不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、産廃特措法に基づく国の支援を得て恒久対策を実施していきます。

【実践取組2「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために】

環境生活部

●産業廃棄物処理責任の徹底促進事業

予算額：(25) 23,017千円 → (26) 24,615千円

事業概要：産業廃棄物の適正処理の確保に向けて、多量排出事業者を主対象として、電子マニフェストの利用を促進するため視覚的に理解を得やすい方法による説明を行うとともに、業界団体にも働きかけながら、電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用を進めます。